平成 28 年６月 28 日

各　位

会 社 名　　株 式 会 社 フ ー ド ・ プ ラ ネ ッ ト
代表者名　　代表取締役社長　アンドリュー・ネイサン
（コード番号：7853　東証二部）
問合せ先　　執　行　役　員　丹　藤　昌　彦
（TEL. 03-4577-8701）

第三者割当による第８回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社及び当社グループのフード事業の推進と拡大を目的として、Japan Opportunities Master Fund Ltd.を割当予定先とする第三者割当により発行される第８回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集（以下「本第三者割当」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本新株予約権の発行により約 42 百万円、本新株予約権の全てが行使された場合には約 28.5 億円の調達額となります。

１．募集の概要

＜第８回新株予約権発行の概要＞

（１）	割　当　日	平成 28 年７月 14 日
（２）	新株予約権の総数	140,373,800 個
（３）	発　行　価　額	総額 42,112,140 円（新株予約権１個当たり 0.3 円）
（４）	当該発行による潜在株式数	140,373,800 株（新株予約権１個につき１株）
（５）	資金調達の額	2,849,588,140 円（差引手取概算額　2,823,634,140 円） 内訳　新株予約権発行による調達額　　42,112,140 円 　　新株予約権行使による調達額　2,807,476,000 円
（６）	行　使　価　額	行使価額 20 円
（７）	募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
（８）	割　当　予　定　先	Japan Opportunities Master Fund Ltd.
（９）	そ　の　他	当社は、Japan Opportunities Master Fund Ltd.との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る新株予約権買取契約（以下「本新株予約権買取契約」といいます。）を締結する予定です。本新株予約権買取契約において、本新株予約権の割当日（払込完了後）に本新株予約権の総数の 10%に相当する 14,037,380 個を行使する旨の割当予定先による確約及び当社による本新株予約権の行使の停止が規定される予定です。 本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要します。

（注）本新株予約権の主な特徴及び前提条件について

調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した額から、本新株予約権の発行に係る諸費用の概算額を差し引いた金額です。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

２．募集の目的及び理由

（１）当社グループの現状及び資金調達の主な目的と背景

当社は、平成 27 年９月７日付「(開示事項の変更）資本業務提携、第三者割当による新株式及び新株予約権の発行、その他の関係会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、株式会社レッド・プラネット・ジャパン（以下「RPJ 社」といいます。）と資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結し、同契約に基づき新たにフード事業を進める予定でした。具体的には、RPJ 社が使用権を有するブランドであるマグノリアベーカリー（カップケーキ）及び Kyochon（フライドチキン）について、RPJ 社のサブフランチャイジーとして、国内におけるこれらのブランドの飲食店の多店舗展開を行う予定でおりました。

しかしながら、平成 27 年 11 月９日付「臨時株主総会の議決権行使結果並びに第三者割当による新株式及び新株予約権の発行の中止、これに係る有価証券届出書の取下げに関するお知らせ」でお知らせしたとおり、平成 27 年 11 月９日開催の当社臨時株主会において、第三者割当による新株式発行に関する議案及び第三者割当による新株予約権発行に関する議案が否決され、予定していた資金調達が中止となったこと等から、計画通りにフード事業を展開することができない状況が続いており、平成 28 年２月 15 日付「(開示事項の経過）新株予約権に関する資金使途の変更及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」で開示したとおり、当初予定していたマグノリアベーカリー２店舗の出店の中止を余儀なくされております。他方、平成 28 年２月 15 日付「当社連結子会社の一部事業の廃止に関するお知らせ」でお知らせしたとおり、当社は、平成 28 年２月 15 日付で太陽光事業を廃止したため、現在は、セルフサービス型ソフトクリームショップ（神戸店１店舗）を展開する連結子会社の株式会社デザート・ラボの事業からの売上以外の売上がない厳しい状況にあります。

また、当社は、平成 27 年 12 月３日付「当社及び当社連結子会社における会計処理の妥当性に関する調査のための第三者委員会設置に関するお知らせ」及び平成 28 年１月 20 日付「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」で開示のとおり、当社連結子会社における平成 26 年９月期の売上計上の一部が適正でない旨の第三者委員会による調査の結果を受け、平成 28 年２月４日付で、平成 26 年９月期及び平成 27 年９月期第１四半期、第２四半期、第３四半期決算の訂正を行いました。当該売上計上は、上場廃止基準を潜脱するために行われた虚偽のものと認められたため、過年度決算の訂正においてこれを取り消した結果、当社は上場廃止基準（平成 26 年９月期の売上高１億円未満）に抵触することとなったほか、売上計上の妥当性に関する日本取引所自主規制法人からの照会に対しても、当社が虚偽の回答を行っていたことから、平成 28 年３月 16 日付「特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」で開示のとおり、当社の株式は平成 28 年３月 17 日をもって特設注意市場銘柄に指定され、かつ、当社は、株式会社東京証券取引所から上場契約違約金として 1440 万円の支払を求められております。このように、当社内部管理体制の改善が、当社にとって喫緊の課題となっております。さらに、平成 28 年３月 29 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」で開示のとおり、当社に対し 600 万円の課徴金納付命令がなされております。

これらの事情により、平成 28 年９月期第１四半期及び第２四半期において、四半期純損失の計上が続き、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が続いております。当社としてはかかる状況を解消すべく、「収益基盤の確立と強化」、「新規事業への取り組み」及び「財務体質の改善」等の施策を実行することが重要な課題と考えております。また、本資本業務提携契約に基づきフード事業を推進するために採用した人員の人件費、上記第三者委員会による調査に要した費用、過年度決算の訂正に要した費用、上記の上場契約違約金、課徴金、マグノリアベーカリーの出店中止に伴う費用等の費用が発生していることから、当社運転資金の確保も緊急の課題となっております。

（２）RPJ 社の現状

RPJ 社グループの現状につきましては、平成 28 年６月９日付開示の「株式の取得（子会社化）に関する株式譲渡基本合意書締結及び資本業務提携の解消に関するお知らせ」を参照ください。

（３）株式会社レッド・プラネット・フーズの株式取得について

当社が平成 28 年６月９日付開示の「株式の取得（子会社化）に関する基本合意書結結のお知らせ」及び平成 28 年６月 14 日付開示の「(開示事項の経過）株式の取得（子会社化）に関する株式譲渡基本合意書締結及び資本業務提携の解消に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社は、RPJ 社から打診を受けたことを契機として同社と協議・交渉を進め、平成 28 年６月 14 日、RPJ 社との間で株式譲渡契約（以下「RPJ 社株

式譲渡契約」といいます。）を締結し、また、株式会社レッド・プラネット・フーズ（以下「RPF 社」といいます。）の他の株主との間で株式譲渡契約（以下「RPF 社少数株主株式譲渡契約」といいます。）を締結しました。

RPJ 社株式譲渡契約及び RPF 社少数株主株式譲渡契約に基づき、譲受対象株式の譲渡が実行された場合、当社は、RPF 社を当社の完全子会社とするとともに、キューズダイニング社、スイートスター社、Sweetstar Asia 社のほか、RPF 社の連結子会社である株式会社キューズマネージメント、株式会社アール・ピー・エフ、SS Hawaii, LLC（以下「SS Hawaii」といいます。）、Nitrogenie Hawaii, LLC（以下「Nitrogenie」といいます。）、株式会社チキン・プラネット(以下「チキン社」といいます。)及び株式会社アイアン・フェアリーズ（以下「アイアン社」といいます。）を連結子会社化し、かつ、RPF 社の関連会社である Kyochon Asia Development Limited 及び Magnolia Bakery Korea Limited を持分法適用関連会社とすることとなります。

上記の取引の実行により、フード事業に関する連結子会社合計 10 社及び持分法適用関連会社２社（以下、これらの会社を総称して「RPF 社グループ」といいます。）が当社の子会社及び関連会社となることとなることに伴い、実行後 12 か月間において、これらの会社の運転資金が必要となる見込みです。具体的には、「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途　ｉ当社及び当社グループ運転資金」に記載のとおりでありますが、連結子会社となる予定の 10 社及び持分法適用関連会社２社は、現在も事業運営しておりますが、新規出店の規模も過大であったことに伴い人材確保に時間を要したこと、また、お客様への商品の提供等がスムーズにいかず、効率の悪い状態が続き当初計画していた売上高を確保できず、結果、運転資金が不足するとともに、未払金も増加いたしました。

また、RPJ 社は平成 28 年１月に連結子会社等が運営する飲食事業を第三者に譲渡することを決議したことなどから、RPJ 社の親会社からの資本注入が控えられたこともあり、運転資金及び未払金が増加し、資金が不足することとなりました。

上記のとおり、フード事業は積極的に店舗運営しているものの、北海道札幌市を中心に店舗展開する株式会社キューズダイニング以外の連結子会社等は、平成 28 年９月期における経営成績も非常に厳しい結果となる見込みであります。

そのため、現時点における資金面は、非常に厳しい状況であり、また、未払金等の残高も相当額発生しており、現在の資金繰りから未払金を払える状況でないため、資金調達が必要な状況です。

また、異動する予定の RPF 社グループの各売上高、純資産等につきましては、平成 28 年６月９日開示の「株式の取得（子会社化）に関する株式譲渡基本合意書締結及び資本業務提携の解消に関するお知らせ」に記載のとおりでありますが、各事業会社の今期の業績予想につきましては、精査中であり、内容等が確定いたしましたら、四半期決算短信等において改めて開示いたします。

なお、RPJ 社株式譲渡契約及び RPF 社少数株主株式譲渡契約における譲受対象株式の取得代金は合計 2,800,000,000 円（取得代金は、後記の RPF 社グループの未払金等を前提に、交渉の結果、合意がされた金額であり、合理的であると考えております。）でありますが、当社の財務状況に鑑み、これらの株式取得代金については、各売主より、各売主との株式譲渡契約に基づき、平成 32 年 12 月末日まで支払猶予を受けており、その具体的条件は次のとおりです。

① 支払期日

平成 32 年 12 月最終営業日までに、各売主に対し、当該売主に対する取得代金合計額（期限前弁済がなされている場合は弁済済みの額を控除した残高）を一括して支払う。

② 利息

初回利息支払日を平成 28 年 12 月 30 日とし、以後到来する 3 月、6 月、9 月又は 12 月の各末日に、当該売主に対する取得代金合計額残高に対し年利１％の割合で計算した利息を支払う。

③ フリー・キャッシュ・フローからの期限前弁済及び資金調達による調達資金からの期限前弁済

株式取得の実行後最初に到来する３月、６月、９月又は 12 月の各末日を初回算定基準日とし、以後、支払期日までに到来する３月、６月、９月又は 12 月の各末日を算定基準日として、前算定基準日（初回算定基準日の場合は株式取得の実行日）の翌日以降当算定基準日までに生じた RPF 社グループのＥＢＩＴ

ＤＡ（連結ベース）（当該期間における利息等、税金、特別損益及び減価償却等前の利益） から支払利息、法人税等の額及び一定の設備投資額（RPF 社の作成に係る事業計画において定められた額）の合計額を控除した金額を、各売主の取得代金に応じて按分した額を、各算定基準日から 30 日以内に各売主に対して支払う。

しかし、異動する子会社等が 12 社となり、さらに内部統制管理体制等の改善計画を策定し、運用してまいりますが、その中で異動する子会社等の事業計画等を改めて見直しし、今後の事業計画等を決めていく方針であります。そのため、現時点における一定の設備投資額は確定しておりません。

また、今後当社が株式又は新株予約権の発行を通じた資金調達を行い、調達した資金の累計額が①33 億円を超過した場合、当該超過額の 66%を、②43 億円を超過した場合、当該超過額の 75%を、③53 億円を超過した場合、当該超過額の 85%を、各売主の取得代金に応じて按分した額を、当該資金調達から 60 日以内に各売主に対して支払う。

④ 強制的期限前弁済

当社の支配権の変更（チェンジ・オブ・コントロール）（本日現在当社の発行済株式の 10%以上の株式を保有する株主以外の者が、当社の発行済株式の 33.33%を取得した場合）又は当社が上場廃止となった場合、各売主は取得代金額残高及び未払利息額の弁済を求めることができる。また、譲受人が重要な資産（譲受対象株式の全部又は一部を含む。）等を処分し、その対価を受領した場合、譲渡人はその対価に相当する額の一定割合及び未払利息額の弁済を求めることができる。

⑤ 遅延利息

当社の支払に遅滞があった場合、年 14%の遅延利息が発生する。

⑥ 期限の利益の喪失

当社による債務不履行、表明保証違反、破産手続開始等の事由が生じた場合、又はその他当社に重大な悪影響を及ぼす事由が生じた場合、当社は一切の期限の利益を喪失する。

当社は、RPJ 社株式譲渡契約及び RPF 社少数株主株式譲渡契約のそれぞれに基づく取得代金債務及び利息債務を被担保債務として、これらの株式譲渡契約に基づき各売主から取得した株式に対し、各売主を質権者として質権を設定いたします。

上記のとおり、譲受対象株式の各売主は、原則として平成 32 年 12 月まで取得代金の支払を猶予することに合意していることから、本第三者割当による調達資金は、譲受対象株式の取得代金の支払に充当されるものではありません。

なお、支払いの方法は、あくまで当社及び当社グループが今後事業運営していくなかで出る事業キャッシュ・フローからの支払いを予定しており、具体的な取得代金の支払い方法につきましては、上記「２．募集の目的及び理由 （３）株式会社レッド・プラネット・フーズの株式取得について ③ フリー・キャッシュ・フローからの期限前弁済及び資金調達による調達資金からの期限前弁済」及び当社グループ事業全体からのキャッシュ・フローにより返済を予定しております。

なお、譲受対象株式の取得の実行に伴い、当社は RPF 社グループを通じ、RPF 社子会社が有するマグノリアベーカリー及び Kyochon の使用権を取得することとなり、RPJ 社グループをマスターフランチャイジー、当社を国内におけるサブフランチャイジーとして食品事業を遂行することを内容とする本資本業務提携契約の前提が大きく変更されることになるため、譲受対象株式の取得の実行を条件として本資本業務提携契約を解消することを平成 28 年６月 14 日付の株式譲渡契約書締結により合意しております。ただし、RPJ 社によれば、現在、RPJ 社が当社の株式を処分する具体的な予定はないとのことです。また、RPJ 社により指名された当社の役員及び RPJ 社の役員を兼務している RPF 社グループ役員の去就について、現在決定はしていないものの、資本業

務提携締結の際に提案のあった飲食事業の経験豊富な人材の一部は、すでに当社へ転籍しており、更に、代表取締役アンドリュー・ネイサンは、前職含め飲食事業の経験、知識が豊富であり、今後も代表取締役として事業運営していく旨、報告を受けております。今後、RPJ 社と当社との間では、RPJ 社株式譲渡契約並びにこれに関連する支払合意書及び株式質権設定契約書に基づく権利義務が存続する予定ですが、その他の取引関係に関して、現在決定している事実はございません。

（４）Ｍ＆Ａの推進による当社グループのフード事業の強化

当社は、上記のとおり、RPJ 社から譲受対象株式を譲り受け、今後 RPF 社グループの運営を通じた当社の企業価値向上に努めて参りますが、当社の今後の事業計画においては、これに止まらず、当社の現状から、安定した収益を確保し続けるため、また、将来の企業成長を期するために、Ｍ＆Ａを有力な手段として位置づけております。当社及び RPF 社グループにおけるフード事業の現状は必ずしも安定した主力事業として収益の柱といえる水準には達しておらず、Ｍ＆Ａを通じて収益事業を構築することが、当社グループの将来に繋がると考えております。また、Ｍ＆Ａにより、新たな収益も見込んでおり、そのためにもＭ＆Ａ資金が必要であります。

当社の強みは、飲食ブランドを、特にアジア地域においてフランチャイズ展開するノウハウ及び人脈を持つ、経験豊富な人材が多く在籍しているためと考えております。

かかる当社の強みを生かすため、当社は以下の要素を重視してまいります。また、その内容等が確定しましたら、その時点で別途開示を行います。

- グローバルに展開し、スケールすることのできる強い競争力を持つ飲食ブランドであること
- 権利元との良好な信頼関係、並びにこれに基づく強固かつ安定的な使用権の取得可能性（地理的範囲・使用態様の両面で広範囲に活用が可能であること）
- グローバルかつ多様なフランチャイズ網を有すること
- 市場における成長機会が大きいこと
- ブランド力があり、当社のノウハウが共有できること

Ｍ＆Ａの推進による当社グループのフード事業の強化により、平成 28 年６月 28 日開示の「『改善計画・状況報告書』の公表について」記載の改善計画の内容を踏まえた上で、当社グループの課題であります「収益基盤の確立」、「新規事業への取り組み」及び「財務体質の改善」への取り組みも開始され、グループの全体的な事業運営を見直すこと、さらに、内部管理体制等の強化を図っており、その強化策の一部である事業計画に基づく予算管理機能の強化を運用することで、収益化することは十分可能と考えております。

３．本新株予約権の第三者割当を選択した理由

当社は、本第三者割当による資金調達以外の資金調達の方法についても検討いたしました。しかしながら、金融機関等からの融資による資金調達は、現時点において、担保となる資産を有していないこと、また、当社の業績、財政状況から事実上困難であります。また、資本業務提携先の RPJ 社からの借入等も検討しましたが、RPJ 社はホテル事業に注力したいとの意向であり、現時点において速やかな貸付を行うことができる状況にないとのことであるため、現時点ではこの交渉を断念しております。加えて、有利子負債の増加は財務基盤の弱い当社の現状に鑑みても、現時点における資金調達手段としては好ましくなく、資本性の資金調達が適切であると判断いたしました。

資本性の資金調達の方法として、公募増資やコミットメント型ライツ・オファリングは、当社の財政状態及び経営成績、株価動向、株式流動性等から判断した場合には、主幹事証券を選定して実施することは現実的ではなく、また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングにつきましては、株式会社東京証券取引所が制定する「有価証券上場規程」に定められておりますとおり、当社は、最近２年間において経常損失を計上しており、行うことができません。募集株式の第三者割当については、資金を確実に確保できる一方、急激な株式価値の希薄化が生じ株主の皆様への不利益が大きくなる点があること、割当予定先との交渉で当社が必要とする資金の総額を株式の引受けにより拠出することは希望しないとの割当予定先からの申出があ

り、新株予約権のみの発行となりました。

当社としては、フード事業の拡大のために資金調達を確実に実行したいという趣旨に鑑み、割当予定先から、本新株予約権の割当日（払込完了後）に本新株予約権の総数の 10%に相当する 14,037,380 個を株価等に関係なく行使することの確約を取得しており、当社における当面の運転資金及び設備投資資金を確保することを可能としつつ、株式価値の希薄化を一時に発生させず、本新株予約権の行使により発行される株式数も固定されていることから、株価への影響を一定程度軽減させることができ、下記「７．割当予定先の選定理由等」「（２）割当予定先を選定した理由」に記載のとおり、Japan Opportunities Master Fund Ltd.に対する第三者割当による本新株予約権の発行を行うことが最適な選択肢であると考えております。

また、本新株予約権買取契約において、当社による本新株予約権の行使の停止が規定される予定です。すなわち、当社は、平成28年7月14日以降、取締役会の決議により、本新株予約権のうちの一部又は全部について、割当予定先による本新株予約権の行使を停止することができます。同条項に基づき行使の停止を決議した場合、当社は直ちにその旨を割当予定先に通知（以下、「行使停止通知」という。）するものとし、当該通知が行われた日（以下、「行使停止通知日」という。）の2営業日後（行使停止通知日が営業日でない場合は3営業日後の日）の日（以下、「行使停止開始日」という。）を初日とし、以下の日のいずれか早い日を終日とする期間（以下、「行使停止期間」という。）、割当予定先は本新株予約権を行使することができません。

① 行使停止開始日の9営業日後の日

② 当社が、本発行要項第14項に基づき本新株予約権を取得する日を定める旨の取締役会決議を行ったことを本発行要項第 14 項に基づく通知・公告に先立って割当予定先に通知した日（なお、当社が割当予定先に対してかかる事前通知を行った日から本発行要項第 14 項に基づく通知・公告が行われる日までの間、発行会社は、新たな行使停止通知を行うことはできません。）

上記条項は、割当先の大量行使により株価が急激に低下し既存の株主に対する悪影響が発生することが懸念される場合に、行使をすることにより、株価が急落することを防止することで株価への影響を軽減することとしました。かかる行使停止に加え、本新株予約権の割当予定先であります Japan Opportunities Master Fund Ltd.から、当社の事業の進捗状況に応じて投資を行いたいとの要望を受けたこと、段階的な新株予約権行使により、既存株主の皆様における株式の急激な希薄化を低減でき、株主の皆様にとって好ましいと判断いたしました。

４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額（差引手取概算額）

①	本新株予約権に係る調達資金の額	2,849,588,140円 （内訳） 本新株予約権の発行による調達額　42,112,140円 本新株予約権の行使による調達額　2,807,476,000円
②	発行諸費用の概算額	25,954,000円 （内訳） 登記費用　10,100,000円 反社確認調査費用　1,954,000円 価額算定及び調査費用　1,900,000円 弁護士費用　10,000,000円 届出書作成等費用　2,000,000円
③	差引手取概算額	2,823,634,140円

（注）本新株予約権の行使による調達額は、本新株予約権が全て当初の行使価額で行使されたと仮定した場合の金額であり、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

（２）調達する資金の具体的な使途

＜本新株予約権発行による調達資金＞

	具体的な使途	金　額（円）	支出予定時期
i	当社及び当社連結子会社運転資金、未払金等	435,000,000	平成 28 年７月～平成 29 年６月末（予定）
ii	取得予定の子会社運転資金	61,083,970	平成 28 年７月～平成 29 年６月末（予定）
iii	取得予定の子会社未払金及び借入金の返済	698,855,759	平成 28 年７月～平成 28 年 12 月（予定）
iv	取得予定の子会社の設備投資（店舗開発費等）	275,500,000	平成 28 年９月～平成 29 年３月末（予定）
v	フード事業におけるライセンスの事業譲受のＭ＆Ａに関する費用	1,353,194,411	平成 28 年７月～平成 29 年６月末（予定）
合　計		2,823,634,140	

※１．本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存するため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したものではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。調達資金が不足した場合には、上記使途への充当額の見直しを行う予定であります。また、調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断して参ります。

なお、調達した資金は支払時期の早いものから順次充当して参ります。

２．調達した資金を予定時期に支出する予定でありますが、支出の実行までは、当社名義の銀行口座において安全に管理いたします。

３．手取金の使途の優先順位は、上記ｉ～ｖの記載の順です。

４．資金使途の具体的な内容は、下記のとおりであります。

ｉ　当社及び当社連結子会社運転資金、未払金等

当社グループは、平成 28 年６月９日付開示の「株式の取得（子会社化）に関する基本合意書結結のお知らせ」及び平成 28 年６月 14 日付開示の「(開示事項の経過）株式の取得（子会社化）に関する株式譲渡基本合意書締結及び資本業務提携の解消に関するお知らせ」にも記載のとおり、収益基盤となる事業運営もほとんど無い状態であり、更に第三者委員会の調査による調査費用の発生、上場契約違約金、課徴金納付命令による課徴金納付義務等の発生並びに当社及び当社グループの運転資金も非常に厳しく、資金調達が急務な状況であります。さらに、当社は、東京証券取引所から特設注意市場銘柄に指定されております。そのため、内部管理体制等の強化に取り組んでおり、その強化に必要となる外部コンサルとの契約、人材強化のための人材採用等に係る費用が増加しております。

当社の現状は、月間約 15 百万円の運転資金で事業を運営している状況で、今後、平成 28 年６月 29 日開催予定の RPJ 社臨時株主総会において、子会社の株式譲渡契約承認の件が決議されることが前提条件となりますが、取得する事業会社の収益確保に向けたインフラ整備を図ることによりフード事業における事業強化が図れ、収益が確保できると考えております。そのため、現在当社は、内部管理体制等の強化のための人材採用、外部コンサルタント、顧問弁護士等との契約による費用の増加、平成 27 年 12 月から事務所移転に伴う家賃の増加等、また、連結子会社であります㈱デザート・ラボの運転資金を含め、月額約 25 百万円の運転資金が必要と

なる予定で、そのため、平成28年７月から平成29年６月までの当社の運転資金として300百万円を充当いたします。

なお、平成 29 年７月以降につきましては、この１年間でグループ各社の収益を安定させ、キャッシュ・フローが見込めると判断しております。

なお、未払金の内容につきましては、第三者委員会の調査による調査費用の発生（発生年月：平成 28 年１月、支払予定：平成28年７月から平成28年11月）、上場契約違約金（発生年月：平成28年２月、支払予定：平成28年７月）、課徴金納付命令による課徴金納付義務等（発生年月：平成28年２月、支払予定：平成28年７月）の発生による未払金約 132 百万円、連結子会社でありますデザートラボの事業運営に係る未払金約1,700千円、既に事業の廃止をしております㈱アジェットクリエイティブの事業運営に係る未払金約1,100千円に充当いたします。

ⅱ　取得予定の子会社運転資金

上記、ｉ当社及び当社連結子会社運転資金、未払金に記載のとおり、平成28年６月 29 日開催予定の RPJ 社臨時株主総会において、子会社の株式譲渡契約承認の件が決議されることが前提条件となりますが、RPJ 社株式譲渡契約及び RPF 社少数株主株式譲渡契約に基づき、譲受対象株式の譲渡が実行された場合、フード事業に関する連結子会社合計 10 社及び持分法適用関連会社２社が当社の子会社及び関連会社となることとなります。

上記の RPF 社グループの連結子会社は飲食事業を展開して間もない事業会社も多く、安定した収益を確保するまでには至っておりません。そのため、早期黒字化に向けて鋭意努力いたしますが、黒字化が達成できるまでには一定の経営資源と時間が必要であり、必要なキャッシュ・フローを見積もる上で、改善は見込まれるものの保守的に見積もると、目先 12 か月分の運転資本を確保するには、連結子会社であるスイートスター社、チキン社、SS Hawaii、３社の運転資金として約61百万円が必要となり、調達資金から充当いたします。

ⅲ　取得予定の子会社未払金及び借入金の返済

RPJ 社はフード事業の強化を図り、事業計画及び出店計画等を積極的に推進してきたものの、人材確保を含め、急激な計画に対処することが遅れたことなどから、営業赤字の状況が継続してきました。さらにRPJ社が平成 28 年 1 月に飲食事業を第三者に譲渡することを決議したことなどから RPJ 社から RPJ 社の子会社への資金の注入が抑えられたことなどもあり、以下の未払金等が発生しております。

チキン社が東京六本木で運営する店舗の未払金（店舗設計費及び内装工事費等）約 34 百万円（発生年月：平成27年12月、支払予定：平成28年７月から平成28年12月）、アイアン社が東京銀座で運営する店舗の未払金（店舗設計費及び内装費及び工事費等）約67百万円（発生年月：平成27年12月、支払予定：平成28年７月から平成28年11月）、RPF社の運転資金として借り入れた、借入金の返済で282百万円（日置俊光氏に対して180百万円（全額返済）、ゴードンブラザーズジャパン株式会社に対して102百万円（全額返済）、発生年月：平成27年12月及び平成28年６月、支払予定：平成28年７月から平成28年10月）、RPF社が運転資金として借り入れた、RPJ社への借入金返済約31百万円（全額返済）、RPF社の未払金約39百万円（発生年月：平成 27 年 12 月、支払予定：平成 28 年７月から平成 28 年 11 月）、RPF 社の人材紹介料等に未払金約８百万円（発生年月：平成27年12月、支払予定：平成28年７月から平成28年11月）、RPF社の海外デザイン料等約５百万円（発生年月：平成27年11月、支払予定：平成28年７月から平成28年11月）、SS Hawaii（海外ハワイ）の店舗未払金（家賃、店舗設計費、内装費及び工事費等）約190百万円（発生年月：平成27年11月から平成28年１月、支払予定：平成28年７月から平成28年12月）、Nitrogenie（海外ハワイ）の店舗未払金（家賃、店舗設計費、内装工事費等）約 39 百万円（発生年月：平成 27 年 11 月から平成 28 年１月、支払予定：平成28年７月から平成28年12月）、の合計698百万円を上記、その他未払金及び借入金返済に充当いたします。

ⅳ　取得予定の子会社の設備投資（店舗開発費等）

チキン社及びスイートスター社が運営する店舗は東京六本木と東京表参道の２店舗であり、それぞれ旗艦店であります。上記のとおり、平成 28 年６月 30 日開催予定の RPJ 社臨時株主総会において、子会社の株式譲渡契約承認の件が決議されることが前提条件となりますが、今後は、東京近郊を中心とし、平成 28 年９月から平成 29 年３月を目途に、店舗規模が小さい店舗（チキン社及びスイートスター社は、東京都内及び横浜への出店を検討しており、店舗規模は 80 ㎡～100 ㎡を想定）、４店舗を出店することを検討しており、その出店費用に約 275 百万円を充当する予定であります。

ⅴ　フード事業におけるライセンスの事業譲受のＭ＆Ａに関する費用

当社は、上記のとおり、RPJ 社から譲受対象株式を譲り受ける予定であり、今後 RPF 社グループの運営を通じた当社の企業価値向上に努めて参りますが、当社の今後の事業計画においては、これに止まらず、さらなるＭ＆Ａによる事業機会の獲得を通じたフード事業の強化を予定しております。

当社の強みは、飲食ブランドを、特にアジア地域においてフランチャイズ展開するノウハウ及び人脈を持つ、経験豊富な人材が多く在籍しているためと考えております。

かかる当社の強みを生かすため、当社は以下の要素を重視してまいります。また、その内容等が確定しましたら、その時点で別途開示を行います。

- グローバルに展開し、スケールすることのできる強い競争力を持つブランドであること
- 権利元との良好な信頼関係、並びにこれに基づく強固かつ安定的な使用権の取得可能性（地理的範囲・使用態様の両面で広範囲に活用が可能であること）
- グローバルかつ多様なフランチャイズ網を有すること
- 市場における成長機会が大きいこと
- ブランド力があり、当社のノウハウが共有できること

Ｍ＆Ａの推進による当社グループのフード事業の強化により、平成 28 年６月 28 日開示の「『改善計画・状況報告書』の公表について」記載の改善計画の内容を踏まえた上で、当社グループの課題であります「収益基盤の確立」、「新規事業への取り組み」及び「財務体質の改善」への取り組みも開始され、グループの全体的な事業運営を見直すこと、さらに、内部管理体制等の強化を図っており、その強化策の一部である事業計画に基づく予算管理機能の強化を運用することで、収益化することは十分可能と考えております。

また、現在当社が検討している案件の相手方は、世界的に知名度の高い飲食ブランドを擁し、世界 10 カ国以上で 20 件以上のフランチャイジーを有しております。また、当社は、ブランドを使用できる業種等の制限のない、グローバルな利用権を獲得すべく交渉を進めており、当社がかかる権利を取得した場合には、直営店やフランチャイズにとどまらず、ライセンスその他様々な態様でのブランド利用が可能となる見込みです。

なお、現在当社が検討している案件は、現時点においてもライセンス料等の収益があり、また、今後のグローバルな出店によるライセンス料等の増加も見込め、当社グループの軸となる事業となる予定です。

現在交渉を進めている案件に関しては、買収に必要な資金が、本新株予約権の行使により調達しうる約 28.5 億円のうち、Ｍ＆Ａに充当する予定の最大額である 13.5 億円を大幅に上回る可能性が高い状況となっており、本新株予約権が行使されても多額の資金が不足する見込みですが、その不足額を補う他の資金調達については、調達可能な最善の方法による調達を行うべく、現在、第三者への社債の発行、借入等について協議を進めておりますが、具体的な目途はたっていない状況であります。なお、買収資金の一部として 13.5 億円を調達することとしたのは、当初全額を資本取引による調達を試みたものの、それを含めて他の資金調達手法は、上記「３．本新株予約権の第三者割当を選択した理由」に記載のとおり現在までのところ現実的ではない一方、割当予定先との交渉により本新株予約権の引受の意思が示されたためです。現在交渉を進めている案件を含め、今後のＭ＆Ａ案件に機動的に対応をするためには、買収資金の調達ができていること又は調達の目途が一定程度立っていることが重要であり、今回の資金調達はそのためにも当社にとって重要なものと考えております。

前述のとおり、買収金額が今回調達可能な最大金額である 13.5 億円を大幅に上回る可能性が高い状況で、

今回の調達資金はM＆Aのための資金として使用する予定でありますが、上記にも記載のとおり、当社の現状から、収益確保は重要であり、また、将来の企業成長を期するために、M＆Aを有力な手段として位置づけております。当社及びRPF社グループにおけるフード事業の現状は必ずしも安定した主力事業として収益の柱といえる水準には達しておらず、M＆Aを通じて収益事業を構築することが、当社グループの将来に繋がると考えております。また、M＆Aにより、新たな収益も見込んでおり、そのためにもM＆A資金が必要であります。

しかしながら、現在交渉を進めているM＆A案件につきましては現時点で具体的に確定まで至っておらず、今後の事業計画や収益予測を記載することはできませんが、今後、具体的に成立・確定した場合には速やかに開示いたします。

さらに、仮に現在交渉中のM＆A案件が成約に至らなかった場合でも、当社としては他のM＆A案件の発掘を継続していき、M＆A案件が成約した段階で資金を支出していく意向であります。

５．資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、本第三者割当により調達した資金を上記「４．調達資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化が実現できることから、株主価値の向上に資するものであり、本第三者割当の資金使途については合理性があるものと考えております。

６．発行条件等の合理性

（１）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社、代表者：能勢　元、住所：東京都千代田区永田町 1-11-28）に依頼しました。当該第三者算定機関と当社との間には、重要な利害関係はありません。

当該第三者算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該第三者算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利子率について一定の前提を置き、株券貸借契約の有無に限らず、算定の前提として売りヘッジが可能であること、新株予約権の価額を減価する要因となる取得条項、割当先により割当日に 10%が行使されることを前提とした行使義務条項を考慮した上、割当予定先が取引コストを勘案の上、権利行使期間（平成 28 年７月 14 日から平成 29 年７月 13 日まで）に渡り一定数量（１営業日あたり最大 49,660 株相当）の新株予約権の権利行使を行うことを想定して評価を実施しています。なお、行使停止条項については、任意取得条項の発動基準と同様と考えることができるため、本新株予約権の算定上は加味しておりません。

当社は、当該第三者算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額 0.298 円を参考に、割当予定先との間での協議を経て、本新株予約権の１個の払込金額を 0.3 円とし、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向（取締役会決議日の直前営業日までの１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値平均株価等）を勘案するとともに、当社株式の流動性と権利行使期間の長さとを鑑み、割当先と協議をした結果、平成 28 年６月 27 日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 17.65％上回る額となる 20 円としました。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該第三者算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額レンジを参考に、当該評価額レンジの下限を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、本日開催の当社取締役会にて監査役２名が出席し、２名が、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見を表明しております。当該意見は、払込金額の算定にあたり、当社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社

が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、当社株式の株価及びボラティリティ、権利行使期間等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、払込金額も当該評価額とほぼ同額であることを判断の基礎としております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は 140,373,800 株（議決権数 1,403,738 個）であり、平成 28 年３月 31 日現在の当社発行済株式総数 56,124,600 株及び議決権数 561,234 個を分母とする希薄化率は 250.11%（議決権ベースの希薄化率は 250.12%）に相当します。そのため、本新株予約権の発行および行使により、当社株式に大幅な希薄化が生じることになります。

しかしながら、上記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期」及び「５．資金使途の合理性に関する考え方」に記載の用途に充当することで、当社グループの中長期的な収益力の向上及び当社グループの企業価値及び株主利益の向上に寄与することが可能と考えております。

なお、当社普通株式の直近６ヶ月（平成 27 年 12 月から平成 28 年５月まで）の１日当たりの平均出来高は 2,378,302 株であり、直近３ヶ月（平成 28 年３月から平成 28 年５月まで）の１日当たりの平均出来高は 1,027,200 株となっており、一定の流動性を有しております。一方、本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数である当社普通株式数 140,373,800 株を、割当予定先の行使期間である１年（246 取引日）で売却するとした場合の１取引日当たりの株数は約 570,625 株（直近６ヶ月平均出来高の 23.99%、直近３ヶ月平均出来高の 55.55%）となります。割当予定先からはマーケットへの影響を勘案しながら売却する方針である旨を口頭にて確認しておりますが、割当予定先の行使期間である１年（246 取引日）で売却するとした場合の１取引日当たりの株数は、上記のとおり約 570,625 株であり、当社株式の直近６ヶ月平均出来高の 23.99%、直近３ヶ月平均出来高の 55.55%となっており、当社への株価に与える影響によって既存株主様の利益を損なう可能性は否定できません。なお、割当先の大量行使により株価が急激に低下し既存の株主に対する悪影響が発生することが懸念される場合には、当社の取締役会決議により、新株予約権の一部又は全部について、10 営業日の間割当先の行使を制限することを買取契約で締結することにより、株価が急落することを防止することで株価への影響を軽減することとしました。

しかしながら、当社は、本新株予約権の発行により調達した資金を、①当社及び当社グループ運転資金、未払金等、②取得予定の子会社運転資金、③取得予定の子会社未払金及び借入金の返済、④設備投資（店舗開発費等）及び⑤フード事業におけるライセンスの事業譲受のＭ＆Ａに関する費用に充当する予定であり、これらを通じて、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることで当社の業績拡大につながり、当社の企業価値が向上するものと想定され、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。したがって、本新株予約権の発行による当社株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

７．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

①	名称	Japan Opportunities Master Fund Ltd.（ジャパン　オポチュニティーズ　マスター　ファンド　リミテッド）
②	所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9001 Cayman Islands
③	設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
④	組成目的	投資目的
⑤	組成日	2015 年(平成 27 年)10 月 20 日
⑥	出資の総額	払込資本金：10米ドル
⑦	出資者・出資比率・出資者の概要	払込資本金の拠出者： Evolution Capital Management LLC　100% 純資産：キャピタルコール契約に基づく随時拠出

	当初最大1.415億米ドル（日本円換算約155億円） Japan Opportunities LP　9.89% Japan Opportunities Ltd.　90.11%	
⑧ 代表者の役職・氏名	代表取締役　マイケル・ラーチ 代表取締役　リチャード・チゾム	
⑨ 国内代理人の概要	該当事項はありません。 なお、国内における連絡先は以下のとおりであります。 東京都港区元赤坂一丁目２番７号赤坂Ｋタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所　弁護士　中野常道	
⑩ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	該当事項はありません。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	該当事項はありません。

（注）割当予定先の概要の欄は、平成28年５月31日現在におけるものです。

（２）割当予定先を選定した理由

当社は、当社グループの現状を踏まえ、Ｍ＆Ａの推進による当社グループのフード事業の強化により、当社グループの課題であります「収益基盤の確立と強化」、「新規事業への取り組み」及び「財務体質の改善」に向けた取り組みが急務な状況であり、企業成長をさらに促進するための機動的かつ確実な資金調達方法について、複数検討して参りました。

割当予定先のJapan Opportunities Master Fund Ltd.は、マイケル・ラーチ氏からの紹介がありました。紹介に至った経緯は、当社取締役会長サイモン・ゲロヴィッチが、ゴールドマン・サックス在籍時からマイケル・ラーチ氏と旧知の仲であり、直接マイケル・ラーチ氏と協議したところ、その紹介を受けたものです。

本新株予約権の割当予定先は、その発行済議決権株式の100%を保有するEvolution Capital Management LLC（2425 Olympic Blvd. Suite 120E, Santa Monica, CA 90404 USA　代表取締役　マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)から案件の紹介や投資に関する助言を受け、主として日本の上場会社が発行する株式や債券等へ投資することを目的として設立されたファンド(ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社)です。

割当予定先において、その運用に供される資金は、その全額が世界屈指の資産運用会社であるBlackRock, Inc.の子会社であるBlackRock Financial Management, Inc.が運用助言を行う複数の投資ファンドまたは関連投資家のうち、米国籍であるものからはJapan Opportunities LP（c/o Evolution Capital Management LLC 2435 Olympic Blvd. Suite 125E, Santa Monica, CA 90404 USA　代表取締役　マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）、非米国籍であるものからはJapan Opportunities Ltd.（c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Island　代表取締役　マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）を通じてキャピタルコールを含む契約に基づき随時割当予定先に出資されます。

本案件を受け、当社内において正式な協議・検討をし、本案件が当社の必要とする資金を蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに調達できる点において、本新株予約権の発行が有効な調達手段であると判断いたしました。

なお、資金提供者であるJapan Opportunities Master Fund Ltd.のマイケル・ラーチ氏と当社代表取締役社長との面談（電話及び電話会議含め）を実施し、資金を拠出していただく目的、保有方針等に関し、直接確認するとともに、資金拠出者情報の重要性の説明、資金証明の依頼などについての説明と依頼を行いました。

なお、本第三者割当における発行価額及び割当日に行使予定の行使価額の総額に相当する322,859,740円の払込みに充てられる本案件におけるキャピタルコールによる出資金は、当社が本新株予約権の発行に係る決議を行ったことが割当予定先に通知された後、速やかにJapan Opportunities LP並びにJapan Opportunities Ltd.より割当予定先に拠出され、本新株予約権の払込日もしくはそれ以前に、割当予定先から直接当社の受取金融機関口座へ払込まれることを当社代表取締役アンドリュー・ネイサンがアレンジャーであるEVOLUTION JAPAN証券株式会社に確認しております。また、新株予約権の効力発生日以降、割当予定先が当社に対して新株予約権の行使を請求する際も、これと同様の手順にて割当予定先より当社に対して資金移動が行われることになっております。

Japan Opportunities Master Fund Ltd.に対する本新株予約権の発行により、当社及び当社グループの安定的な収益基盤の確立が図れること、また、当社グループの企業価値向上につながると判断したため、同社を割当予定先として選定いたしました。

また、当社は平成28年３月17日付で株式会社東京証券取引所より特設注意市場銘柄に指定されており、今後、内部管理体制等の審査が行われることとなり、改善の見込みがなくなった場合や一定期間後に改善がされなかったと認められる場合は上場廃止となることについても説明しております。なお、割当予定先の関連会社であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社が、今回の資金調達のアレンジャー業務を担当しました。EVOLUTION JAPAN証券株式会社はケイマン諸島に所在するタイガー・ホールディングス・リミテッド社(190 Elgin Ave, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands　代表取締役　マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム)の100%子会社であり、同社は英国王室属領ガーンジー島に所在するタイガー・トラスト(c/o Rothschild Trust Guernsey Limited, St. Julian’s Court, St. Julian’s Avenue, St. Peter Port, Guernsey GY1 6AX　信託であるため代表取締役は存在せず)の100%子会社であります。

（注）本新株予約権に係る割当は、日本証券業協会会員であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」（自主規制規則）の適用を受けて募集が行われるものです。

（３）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

割当予定先であるJapan Opportunities Master Fund Ltd.は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、株価上昇に伴うキャピタルゲインを得ることを目的としており、当社株式の株価が行使価額を上回っていった場合、適宜権利行使を行う方針であり、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針でありますが、運用に対しては市場への影響を常に留意している旨を口頭にて確認しております。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株予約権の割当予定先の払込みに要する財産の存在については、当社は割当予定先から、割当予定先が実際に運用資金の出資を受けるJapan Opportunities LP及びJapan Opportunities Ltd.と、複数の投資ファンド及びその他投資家と投資助言契約を締結しているBlackRock Financial Management, Inc.からキャピタルコールの手法にて払込みに関して、必要な資金手当てを受けることができる旨を口頭で確認を得ております。また当社は、割当予定先に対してBlackRock Financial Management, Inc.が割当予定先に確約した出資金総額（キャピタルコール契約に基づく拠出枠）141.5百万米ドルのうち未だ拠出されていない金額が総額127百万米ドル（平成28年６月24日時点。当日の三菱東京UFJ銀行発表TTMである１米ドル＝100.76円換算で約128億円）である旨、三菱UFJ信託銀行の100%出資子会社であり割当予定先、及びその出資者であるJapan Opportunities LP並びにJapan Opportunities Ltd.の管理会社であるMUFG Fund Services (Cayman) Limited (Strathvale House, 2nd Floor, 90 North Church Street, George Town, P.O.Box 609 Grand Cayman, KY1-1107, Cayman Islands代表取締役　タカフミ・イハラ）からのレターで確認しており、払込期日において本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使期間内に本新株予約権が全て行使された場合に必要となる行使価額の払込みに要する資金は充分であると判断しております。

（５）株券貸借に関する契約

なお、本新株予約権の発行に伴い、割当予定先は当社の主要株主である筆頭株主RPJ社より当社普通株式について借株を行い（最大借株可能数17,500,000株、貸借期間：発行決議日（開示後）から、(a)本新株予約権の行使が完了してから10日後又は(b)本新株予約権の行使期間が完了してから10日後のうちいずれか早く到来する日まで、貸借料なし）、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、株価変動リスクをヘッジする目的で売付けを行う場合があります。ただし、ヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて割当の行使価額に影響を与える売付けを行うことはない旨口頭にて確認しております。また、割当予定先は、かかるヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わない旨を口頭にて確認しております。

（６）割当予定先の実態

当社は、本新株予約権の割当予定先である Japan Opportunities Master Fund Ltd.の代表であるマイケル・ラーチ氏と直接、面談・ヒアリングを実施し、割当予定先が反社会的勢力等でない旨を直接確認し、①割当予定先である Japan Opportunities Master Fund Ltd.、その代表取締役である②マイケル・ラーチ氏及び③リチャード・チゾム氏及び④その唯一の株主である Evolution Capital Management LLC、並びに運用資産の主たる出資者である⑤Japan Opportunities LP 及び⑥Japan Opportunities Ltd.について反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事や WEB 等のメディア掲載情報の検索により反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先並びに運用資産の主たる出資者である⑤Japan Opportunities LP 及び⑥Japan Opportunities Ltd からは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けるとともに、割当予定先の管理会社である MUFG Fund Services (Cayman) Limited からは、Japan Opportunities Master Fund Ltd.、Japan Opportunities LP 及び Japan Opportunities Ltd.に出資するすべての BlackRock Financial Management, Inc.が投資助言契約を締結している投資家について、「当社は、いかなるファンド、出資者、出資者を管理監督する者、出資者に管理監督される者、受益権者が、米国財務省の海外資産管理室によって管理されている禁止人物、禁止国、テロリストのリストに上がっておらず、また、国連および欧州連合またはその関係法域において制定されたその他の制裁リストにも上がっていないことを確認しております。」を記載した旨のレターを受領しております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社 JP リサーチ＆コンサルティング（東京都港区虎ノ門　代表取締役　古野啓介）に上記①乃至⑥に対する調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先を含む調査対象者について反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

（７）本新株予約権の行使の確約

当社は、割当予定先である Japan Opportunities Master Fund Ltd.との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に本新株予約権買取契約を締結する予定であり、同契約において、割当予定先は、本新株予約権の割当日（払込完了後）に本新株予約権の総数の 10%に相当する 14,037,380 個を行使することを確約する予定です。これは、当社における当面の運転資金及び未払金を確保するためのものであります。

８．大株主及び持株比率

募集前（平成 28 年３月 31 日現在）	
㈱レッド・プラネット・ジャパン	31.29%
㈱りく・マネジメント・パートナーズ	3.00%
MONEX BOOM SECURITIES LIMITED CLIENTS’ ACCOUNT	2.32%
SIX SIS LTD	1.87%
INTERACTIVE BROKERS LLC	1.39%
CBHK-PHILLIP SEC(HK)LTD-CLIENT MASTER	1.24%
佐渡　純治	1.23%
金田　広能	1.20%
谷口　元一	1.11%
永野　恭章	0.77%

（注）１．割当予定先は本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有していないため、募集後の大株主及び持ち株比率は省略しております。

２．持ち株比率は、平成 28 年３月 31 日時点の株主名簿をもとに平成 28 年６月 27 日までに当社が確認した大量保有報告書を反映し記載しております。

３．持ち株比率は、小数点第３位を四捨五入しております。

４．今回の割当予定先以外の株主（本新株予約権発行前からの株主（平成 28 年６月 27 日までに当社が

大量保有報告書により確認したものを除きます。)）の所有議決権数の割合については、平成 28 年３月 31 日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。

９．今後の見通し

本第三者割当による平成 28 年９月期連結業績に与える影響は軽微でありますが、開示の必要が生じた場合には速やかに公表いたします。

10．企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、希薄化率が 25%以上であり、支配株主の異動も見込まれることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規定第 432 条に規定される独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きが必要となります。

当社は、株主総会を開催して株主の意思を確認する方法を選択することも検討いたしました。しかしながら、株主総会において本第三者割当について決議を行うためには議案及び添付資料の作成等の準備に時間を要するという一方で、当社には継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、資金調達は早期かつ確実に実行することが望ましいと考えております。したがって、本第三者割当については、可能な限り手続を前倒しし、緊急に行う必要性が高いものと判断しました。当社の現状を考えた場合、緊急な運転資金等が必要であることから、株主総会を経ないことで、経た場合に比べて、早期に新株予約権の割当がされること、そして買取契約で割当新株予約権の 10%を割当日に行使することを合意することにより、約 322 百万円の資金調達が可能であり、当面の運転資金を確実に確保できるためです。

そのため、当社は、当社の社外役員であり、かつ株式会社東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない当社の独立役員である社外監査役紙野愛健氏、社外取締役川村一博氏、社外監査役多久島逸平氏（以下「社外役員」という。）に、本第三者割当に関する諮問を行いました。

また、当社は、社外役員に対して、当社グループの概要及び現状における財務状況や経営成績、金融機関との取引状況、本第三者割当による本新株予約権の発行の目的及び理由（割当予定先の選定理由を含みます。)、その他の資金調達手段との比較、払込金額算定の根拠、調達資金の使途、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率、今後の事業計画並びにその他必要と思われる事項及び質問事項に関して詳細に説明を行い、社外役員はこれを踏まえ慎重に審議・検討を行いました。

その結果、社外役員からは、当社の取締役会に対して、特設注意市場銘柄に指定されている現状を踏まえ、早急に対処が必要な内部管理体制等の改善計画の策定、運用への取り組みを実施するとともに、①当社は現在運転資金が逼迫しており、資金調達の緊急性が極めて高く当社及び当社グループの運転資金及び未払金に充当する必要性が高いこと、また、現在計画している事業を軌道に乗せることができれば、当社及び当社グループの中長期的な企業価値向上の可能性も高まること、現在検討中の M&A を行うことができれば、安定的な収益を得られる蓋然性が高まり当社の中長期的な企業価値向上に資するものと認められ、本第三者割当による調達資金は当社の存続・事業拡大のために必要な投資・支出、取得予定の RPF 社グループの運転資金に充当されるもので、当社の存続のために必要不可欠なもので、かつ目的は相当であること、かつ、②資金調達手法には、銀行借り入れ、新株式発行による調達、ライツ・イシューなど様々な手法が考えられるものの現状当社において選択可能な他の資金調達手法が見当たらないことから、資金調達方法の選択は相当であると判断されたこと、③本新株予約権が全て行使された場合に発行される株式数は、平成 28 年６月 28 日時点の当社発行済株式数に対して 250.11%となり、一時的に大幅な株式価値の希薄化という影響が生じることは否定できないものの、中長期的には既存株主の株式価値向上も期待でき、かつ、希薄化を伴う本第三者割当を行わない場合には支払不能に陥ることが見込まれ、本第三者割当増資を行わない方がより不利益が大きいといえること、また、株主の利益にも配慮された措置が講じられていることに鑑みれば、本第三者割当は既存株主の利益を不当に損なうものではないこと、④割当予定先は、純投資という保有方針のもと資金投入をする用意があることなどから割当予定先の選定理由に相当性があること、⑤払込金額は、行使価額や本新株予約権の諸条件を考慮して算定された第三者評価機関による算定結果である評価額を上回る金額と決定されており、会社法第 238 条３項２号に定める「特に有利な金額」には該当せず、発行手続は適法であること等から本第三者割当の相当性が認められる旨の平成 28 年６月 27 日付の意見書を提出しております。また、平成 28 年６月 28 日開催の当社取締役会において監査役３名（うち社外監査役３名）全員は、当社の事業内容や今後の事業計画等、資金使途に照らして資金需要が見込まれること、本新株予約権の発行条件は資金使途

に照らして相当であって第三者機関の評価結果を踏まえて特に有利な条件での発行に該当せず適法であること、割当予定先の当社の事業モデル等に対する理解と当社との関係及びその保有方針に照らして同社は割当予定先として相当であること、その他法令上必要な手続が行われていることを踏まえて、会社法第244条の２第１項に規定する特定引受人に該当するJapan Opportunities Master Fund Ltd.に対する本新株予約権の割当て及び当社との総数引受契約の締結は、適法かつ相当である旨の意見を表明しております。

以上の経緯を経て、当社取締役会は、社外監査役紙野愛健氏、社外取締役川村一博氏、社外監査役多久島逸平氏から提出された答申を最大限尊重して、当社企業価値の向上及び当社株主利益の確保その他本第三者割当に係る発行条件の公正性の確保等の観点から慎重な審議を行い、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

11．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（連結）

	平成25年９月期	平成26年９月期	平成27年９月期
売上高	124,228千円	81,412千円	519,410千円
経常利益	△225,417千円	△280,429千円	△137,231千円
当期純利益	△207,306千円	△249,592千円	△132,751千円
包括利益	△207,038千円	△249,860千円	△132,751千円
純資産額	△146,495千円	109,804千円	187,053千円
総資産額	149,851千円	279,512千円	214,227千円
１株当たり連結当期純利益	△6.80円	△7.68円	△2.41円
１株当たり配当金	―円	―円	―円
１株当たり連結純資産	△4.56円	2.09円	3.33円

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	56,124,600株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	―株	―%

（３）最近の株価の状況

①　最近３年間の状況

	平成25年９月期	平成26年９月期	平成27年９月期
始値	28円	55円	39円
高値	31円	76円	47円
安値	21円	54円	35円
終値	22円	66円	38円

②　最近６か月間の状況

	平成27年12月	平成28年１月	２月	３月	４月	５月
始値	29円	15円	17円	25円	23円	20円
高値	29円	29円	40円	28円	26円	22円
安値	11円	14円	16円	20円	20円	17円
終値	14円	17円	26円	23円	21円	19円

③　発行決議日前営業日における株価

	平成28年６月27日

始　　値	16 円
高　　値	18 円
安　　値	16 円
終　　値	17 円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①　第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成 25 年５月 13 日
発行価額の総額	38,400,000 円（１株当たり 12 円　※） 上記全額を現物出資（デット・エクイティ・スワップ）の 払込方法によるものとします。
資本組入額の総額	19,200,000 円
募集時における発行済株式数	29,240,600 株　※
当該増資による増加株式数	3,200,000 株　※
募集後における発行済株式総数	32,440,600 株　※
割当先	㈱りく・マネジメント・パートナーズ　3,200,000 株　※
発行時における当初の資金使途	借入金の返済
発行時における支出予定時期	平成 24 年２月
現時点における充当状況	借入金の返済

※当社は、平成 25 年 10 月１日を効力発生日として、普通株式１株につき 100 株の株式分割を実施しております。

上記表内の※印部分は、発行期日前に株式分割を実施したものとして標記しております。

②第三者割当による新株式の発行

発行期日	平成 26 年９月 30 日
発行価額の総額	500,520,000 円（１株当たり 30 円　※）
資本組入額の総額	250,260,000 円
募集時における発行済株式数	32,440,600 株
当該増資による増加株式数	16,684,000 株
募集後における発行済株式総数	49,124,600 株
割当先	・㈱りく・マネジメント・パートナーズ　6,684,000 株 （デット・エクイティ・スワップ） ・セノーテ４号投資事業有限責任組合　6,600,000 株 ・一般社団法人都市再生支援機構　3,400,000 株
発行時における当初の資金使途	・デット・エクイティ・スワップ　200,520,000 円 ・当社運転資金　117,011,093 円 ・連結子会社デザート・ラボの運転資金　40,024,162 円 ・連結子会社デザート・ラボの新株予約権付社債の買入消却　42,745,205 円 ・アジェットクリエイティブ運転資金（太陽光発電所の工事請負業）　41,000,000 円 ・戸田泉氏からの借入金返済　30,000,000 円 ・横田行夫氏からの借入金返済　5,119,540 円
発行時における支出予定時期	平成 26 年９月～平成 27 年９月 30 日
現時点における充当状況	上記発行時における当初の資金使途のとおり全額充当済

③第三者割当による第７回新株予約権の発行

割当日	平成 26 年９月 30 日
発行新株予約権数	70,000 個
発行価額	7,000,000 円（新株予約権１個当たり 100 円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	217,000,000 円（差引手取概算額：211,100,000 円）
割当先	・セノーテ４号投資事業有限責任組合　44,000 個 ・一般社団法人都市再生支援機構　16,000 個 ・加賀美郷氏　10,000 個
募集時における発行済株式数	32,440,600 株
当該募集による潜在株式数	7,000,000 株
現時点における行使状況	行使済新株予約権数　70,000個（残高０個）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	217,000,000 円（差引手取概算額：211,100,000 円）
発行時における当初の資金使途	当社連結子会社である株式会社アジェットクリエイティブによる太陽光事業の強化に伴う事業資金
発行時における支出予定時期	平成 26 年９月～平成 27 年９月 30 日
現時点における充当状況	①平成 26 年 12 月 29 日付の資金使途及び支出予定時期に変更により、借入金及び借入利息返済　101,461 千円を充当。 ②平成 27 年 9 月 1 日付の資金使途及び支出予定時期に変更により、当社運転資金へ 106,638 千円とする。 ③平成 27 年 10 月 7 日付の資金使途及び支出予定時期に変更により、ア）当社運転資金　45,933 千円、イ）マグノリアベーカリー出店費用等　60,705 千円とする。 ④平成 28 年２月 15 日付の資金使途及び支出予定時期に変更により、ア）当社運転資金　45,933 千円、イ）マグノリアベーカリー出店費用等　6,642 千円、マグノリアベーカリーの出店中止に伴う費用等　32,880 千円、未定　21,181 千円とする。 ⑤平成 28 年６月 20 日付の資金使途及び支出予定時期に変更により、ア）当社運転資金　45,933 千円、イ）マグノリアベーカリー出店費用等　6,642 千円、マグノリアベーカリーの出店中止に伴う費用等　32,880 千円、当社の未払金、役員報酬、給与等 21,181 千円とし、充当しております。

（別紙）

株式会社フード・プラネット
第８回新株予約権の発行要項

１．　新株予約権の名称　株式会社フード・プラネット第８回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）

２．　本新株予約権の払込金額の総額　金 42,112,140 円

３．　申込期日　平成 28 年７月 14 日

４．　割当日および払込期日　平成 28 年７月 14 日

５．　募集の方法　第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を Japan Opportunities Master Fund Ltd. に割り当てる。

６．　新株予約権の目的である株式の種類および数の算出方法

(1)　本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

(2)　本新株予約権の目的である株式の総数は 140,373,800 株（本新株予約権１個当たり１株（以下、「割当株式数」という。））とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。

７．　本新株予約権の総数　140,373,800 個

８．　各本新株予約権の払込金額　金 0.30 円

９．　本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

(1)　各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより１円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。

(2)　本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、または当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、20 円とする。

１０．　行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

１１．　行使価額の調整

(1)　当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2)　行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①　本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式もしくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求もしくは行使による場合を除く。）、調整後の行使価額

は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないときおよび株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の取得価額または行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が１円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

① １円未満の端数を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日（株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

１２． 本新株予約権の行使期間

平成28年７月14日（当日を含む。）から平成29年７月13日（当日を含む。）までとする。ただし、本新株予約権の行使期間の最終日までに第23項に定める市場混乱事由が生じた場合、本新株予約権の行使期間は、当該市場混乱事由の発生した日のうち取引日に該当する日数と同数の取引日が行使期間に追加されるように延長される。ただし、本項ただし書きに基づき追加される取引日は20取引日を上限とする。

１３． その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

１４． 新株予約権の取得事由

当社は、平成 28 年７月 14 日以降に開始するいずれかの 20 連続取引日（「取引日」とは、取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。以下同じ。）において、当該 20 連続取引日中の各取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。以下同じ。）がいずれも 30 円（この金額は第 11 項の規定を準用して調整される。）を超えていた場合、当該 20 連続取引日の最終日の翌日（当日を含む。）から４営業日以内に本新株予約権者に通知を行うことにより、本新株予約権者が当該通知を受領した日から 30 日を経過した日に、会社法の規定に従って、残存する新株予約権の全部を１個当たり 0.30 円にて取得する事ができる。

１５． 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

１６． 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

１７． 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

１８．　新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、第 12 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を第 20 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

１９．　株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関または口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

２０．　行使請求受付場所　　株式会社フード・プラネット　経営企画室

２１．　払込取扱場所　　株式会社三菱東京UFJ銀行　梅田支店

２２．　新株予約権の払込金額およびその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権および本新株予約権の買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権１個の払込金額を 0.30 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は第９項記載のとおりとした。

２３．　市場混乱事由

以下の事態が発生している場合、かかる状況を市場混乱事由と定義する。

(1) 当社普通株式が取引所により監理銘柄または整理銘柄に指定されている場合

(2) 取引所において当社普通株式の普通取引が終日行われなかった場合

(3) 当社普通株式の普通取引が取引所の定める株券の呼値の制限値幅の下限（ストップ安）のまま終了した場合（取引所における当社株式の普通取引が比例配分（ストップ配分）で確定したか否かにかかわらないものとする。）

２４．　その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する

以　上